

# 日本語教育推進議員連盟第 24 回総会 式次第

令和 8 年 5 月 2 8 日（木） 1 4 時 3 0 分～

参議院議員会館 1 階 1 0 1 会議室

一、 開 会（司会進行）

事務局長 里見 隆治

二、 挨 拶

会 長 柴山 昌彦

三、 議 事

① 役員体制について

② 関係省庁の日本語教育関連施策等の推進状況について

③ 日本語教育機関団体連絡協議会からの要望書について

④ 日本語能力試験（国内）の受験受付期限前倒しの件について

⑤ その他

四、 閉 会

挨 拶

副 会 長 浮島 智子

出席者一覧

＜関係省庁等 出席者＞

【文部科学省】

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 塩見 みづ枝 | 総合教育政策局長                   |
| 降旗 友宏  | 総合教育政策局日本語教育課長             |
| 金城 太一  | 総合教育政策局国際教育課長              |
| 鴨志田 暁弘 | 初等中等教育局視学官（総合教育政策局日本語教育課付） |
| 浦田 晴香  | 高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室長     |

【総務省】

|       |               |
|-------|---------------|
| 入江 峻史 | 自治行政局国際室参事官補佐 |
|-------|---------------|

【法務省】

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 福原 申子 | 出入国在留管理庁審議官                  |
| 永田 雄樹 | 出入国在留管理庁外国人施策推進室長            |
| 稲津 年伸 | 出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課在留管理指導室長 |
| 山口 優樹 | 出入国在留管理庁政策課調整官               |

【外務省】

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 権田 藍   | 大臣官房文化交流・海外広報課長        |
| 四ツ谷 知昭 | 独立行政法人国際交流基金 日本語第1事業部長 |

【厚生労働省】

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 宇野 浩一 | 人材開発統括官付海外協力室長            |
| 吉村 亮  | 職業安定局外国人雇用対策課海外人材受入就労対策室長 |

【経済産業省】

|       |                |
|-------|----------------|
| 下川 徹也 | 通商政策局技術・人材協力室長 |
|-------|----------------|

【内閣官房】

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 安東 健太郎 | 外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 |
|--------|---------------------|

＜関係団体等 出席者＞

【日本語教育機関団体連絡協議会】

|                      |      |         |
|----------------------|------|---------|
| (一財) 日本語教育振興協会       | 理事   | 白石 勝己   |
| (一財) 日本語教育振興協会       | 評議員  | 山田 貴彦   |
| (一社) 全国日本語学校連合会      | 事務局長 | 井之上 純孝  |
| (一社) 日本語学校ネットワーク     | 代表理事 | 大日向 和知夫 |
| (一社) 日本語学校ネットワーク     | 理事   | 木全 浩智   |
| (一社) 全国各種学校日本語教育協会   | 副理事長 | 新井 時賛   |
| (一社) 全国各種学校日本語教育協会   | 副理事長 | 永井 早希子  |
| 全国専門学校日本語教育協会        | 副会長  | 池田 俊一   |
| 全国専門学校日本語教育協会        | 事務局長 | 西村 学    |
| (一社) 全日本学校法人日本語教育協議会 | 理事   | 篠原 克彦   |
| 日本語教育機関団体連絡協議会事務局    |      | 谷 一郎    |
| 日本語教育機関団体連絡協議会事務局    |      | 森下 明子   |

【公益社団法人日本語教育学会】

|               |     |        |
|---------------|-----|--------|
| 公益社団法人日本語教育学会 | 副会長 | 小澤 伊久美 |
| 公益社団法人日本語教育学会 | 副会長 | 伴野 崇生  |

# 日本語教育関連施策等の推進状況について

---

令和 8 年 5 月

---

# 外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策における日本語教育について

---

- 令和8年1月、外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する閣僚会議において、  
「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」をとりまとめる。
- 総合的対応策においては、「日本語教育の充実」として、来日前の日本語教育、労働者、生活者、子供に対する日本語教育、日本語教員の養成・研修等の観点から、必要な取組を記載しており、関係省庁が連携して取組を実施。

## <目次>

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| 1. 来日前の日本語教育.....             | p. 3 |
| 2. 大人(労働者)に対する日本語教育.....      | p.4  |
| 3. 大人(生活者)に対する日本語教育.....      | p.5  |
| 4. 子供に対する日本語教育.....           | p.6  |
| 5. 日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上..... | p.7  |
| 6. その他.....                   | p.8  |

# 1. 来日前の日本語教育

## 令和8年度の主な取組

- ・国際交流基金(JF)において、日本語教育専門家の海外派遣、現地日本語教師の育成、日本語教材の開発・普及、海外教育機関の活動支援等、海外における日本語教育基盤の強化のための諸事業を実施
- ・R元年度の特定技能制度発足に伴い、JFT-Basicを開発して同年度より実施、海外13か国27都市及び日本国内で毎月実施
- ・オンライン日本語教育プラットフォーム「みなと」や「いそどりオンラインコース」等において無料教材を提供しており、インターネット環境があれば、誰でも日本語教材へのアクセスが可能
- ・育成就労制度の開始に向けて、JFT-Basicは2026年8月を目途に、現在のA2に加えて、A1、A2.1も判定可能となる。

## 今後の方策

- ・育成就労制度の開始に向け、現地における日本語教育カリキュラム・教材開発支援、日本語教師の育成等、海外の日本語教育活動の支援を引き続き実施
- ・特に現地日本語教師の質の向上が課題であることから、教師育成のための各種研修事業を重点的に実施していく必要

## 2. 大人(労働者)に対する日本語教育

### 令和8年度の主な取組

#### 【求職者等】

- 国内での就労を希望する外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とする研修(総研修時間100時間)及び修了者に対する就労・定着支援を実施(令和7年度実績112地域、4,375名受講)

#### 【技能実習】

- 技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習で活用できる日本語教育ツールを8言語で、多職種向けに開発・提供

#### 【育成就労】

- 令和9年4月に施行する育成就労制度においては、適正な人材育成や、入国後の地域社会との共生といった観点を踏まえ、段階的に日本語能力を向上させることとしており、育成就労実施者等の負担による実施が求められている日本語講習が円滑に行われ、育成就労外国人が効果的に日本語を習得できるよう、登録日本語教員向けのモデルカリキュラムの開発・普及促進を実施

### 今後の方策

- 育成就労制度の施行後に、認定日本語教育機関や登録日本語教員において日本語講習が円滑に行われるよう運用

### 3. 大人(生活者)に対する日本語教育

#### 令和8年度の主な取組

- 日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムについて、関係省庁と連携し、制度設計を検討。  
※R8年4月末時点で、認定日本語教育機関は96機関、登録日本語教員数は17,921人。
- 就労分野における外国人の目的や受入れ先のニーズ等を踏まえ、日本語教育機関と企業等が連携してカリキュラムの編成・改善を行う取組を支援。
- 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」により、地方公共団体による地域の体制整備を支援。  
(令和8年度は60団体、令和7年度は58団体)
- 地域社会のルール等を学ぶ上で必要な日本語指導の実施に関する環境整備に係る経費について、令和8年度から特別交付税措置の対象経費に新たに追加。

#### 今後の方策

##### 【日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設に向けた日本語教育環境の整備】

- 日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムにおいて、入国前・入国後初期に実施する基礎的な日本語学習プログラムの開発。
- 併せて、入国後の中長期の間に実施する発展的な日本語学習プログラムを開発するとともに、
  - ・認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用や、登録日本語教員の処遇改善
  - ・登録日本語教員の質的・量的確保のため、研修の実施や、受験機会拡大に向けた日本語教員試験のCBT化に取り組む。

##### 【地域日本語教育の総合的な体制づくり】

- 今後、更に日本語教育の空白地域を解消するため、以下について取り組む。
  - ・地域の日本語教育の機会拡充に向けた体制整備(総括コーディネーターの配置、日本語学習機会の確保等)
  - ・地域日本語教育に関するガイドラインの作成

## 4. 子供に対する日本語教育

### 令和8年度の主な取組

- 学校への日本語指導補助者等の配置やICTの活用など日本語指導体制の整備や外国人の子供への就学促進に取り組む地方公共団体への財政支援を拡充。(令和7年度 12.7億円 → 令和8年度 15.0億円)
- 日本語指導等の教材や多言語化された学校文書・動画資料等の普及を図るため、情報検索サイト「かすたねっと」の機能強化や掲載教材等の充実を図る。
- 新たに体制整備等の取組を開始する地方公共団体へ「外国人児童生徒等教育アドバイザー」による伴走支援等を実施。

### 今後の方策

#### 【課題】

- 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒は、約 8.5 万人(約 10 年間で 1.9 倍)と増加し、母語の多様化も進行。学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒も約1割存在しており、日本語指導が必要な児童生徒への教育の充実を図るため、全ての教員等が質の高い学びを提供できるようにすることが求められている。

#### 【方策】

- 外国人の子供が日本の学校教育を受ける前に、日本語や学習習慣の習得を目的とする地域における初期日本語指導教室(プレクラス)の方策を検討し、抜本的な強化を図る。
- 日本語指導が必要な児童生徒に対し、円滑な指導が行われるよう、ICTや生成AIの活用も含めた効果的な指導内容・方法等について国として日本語指導のガイドラインを示す。
- 日本語指導補助者等への支援の拡充等、地方公共団体への財政支援等を拡充する。

## 5. 日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上

### 令和8年度の主な取組

- ・「現職日本語教員等研修プログラム開発・実施事業」により、日本語教師としての役割・段階や、日本語学習者の属性等に沿った指導に関する研修を実施。
- ・「日本語教師養成・研修推進拠点整備事業」により、大学等を中心としたネットワークの構築により日本語教師養成・研修の地域的な拠点を整備。
- ・日本語教育情報を一元的に発信する「日本語教育機関認定法ポータル」において、登録日本語教員の情報発信機能を実装し、登録日本語教員と日本語教育機関、自治体、企業とのマッチングを促進
- ・日本語教員試験の受験機会の拡大等のため、日本語教員試験のCBT化に向けた試行試験の実施

### 今後の方策

#### 【日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムにおける登録日本語教員等の活用】

- 日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの設計や日本語教育環境の整備として、
  - ・認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用や、登録日本語教員の処遇改善
  - ・登録日本語教員の質的・量的確保のため、研修の実施や、受験機会拡大に向けた日本語教員試験のCBT化に取り組む。

#### 【学校現場における登録日本語教員の活用】

- 登録日本語教員の学校現場での積極的な活用のため、「日本語教育機関認定法ポータル」の都道府県教育委員会等への周知等に取り組む。

## 6. その他①(在留資格「留学」に係る適正化について)

### 令和8年度の主な取組

令和8年4月10日付けで、以下の内容を日本語教育機関に周知し、運用面での強化を実施。

#### ① 日本語教育機関と連携した資格外活動に係る実態把握や指導の開始(令和8年4月運用開始)

入管庁から日本語教育機関に対し、以下の対応を求める。

- 3か月に1度、留学生の資格外活動に係る、①許可の有無、②活動先、③活動内容、④活動時間を確認すること。
- 入管庁から情報提供する、複数ワークに従事する者については、とりわけ慎重な確認を行うこと。
- 許可内容に違反すると認められる場合は、直ちに指導し、状況を改善すること。
- 指導しても改善が見られない留学生の情報のほか、留学生から「雇用主が週28時間を超える勤務を強いている」といった報告があった場合等、不法就労が疑われるケースについては、最寄りの出入国在留管理官署に報告すること(入管庁において内容に応じて調査し、在留審査に反映させる)。

#### ② 日本語教育機関に入学する者に関する日本語能力の確認の厳格化(令和8年7月以降対応予定)

- 現在、入学時の在留審査において、CEFR・A1相当以上の日本語能力を確認しているところ、これまでは150時間以上の日本語学習歴をもって可としていたが、今後は、日本語試験の証明書又は日本語教育機関による面接(オンライン可)での能力の確認を基本とする。

(注)CEFR:外国語の学習・教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠。A1～C2の6段階。

### 今後の方策

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に基づき、引き続き以下のとおり対応する。

- ① 令和9年から開始予定の公共サービスメッシュを活用した、マイナンバーによる情報連携に合わせ、留学生の所得情報を活用することで、よりの確かつ厳格な審査を実施する方向で、資格外活動違反者の調査に係る運用の詳細を検討する。
- ② 引き続き、資格外活動の実態等を踏まえつつ、資格外活動許可及びその管理の在り方について検討する。

## 6. その他②(在留資格「留学」に係る適正化について)

※参考

### 令和8年度の主な取組

○ 各大学等に対して、令和8年4月28日付けで令和8年度の「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について(通知)」を周知するとともに、同日付けで新たに「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」の運用に関するガイドライン」(※)を策定して周知徹底し、運用面での強化を実施。

(※)「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」(令和6年4月26日文部科学大臣決定。以下「指導指針」という。)に基づき、適切な受入れ及び在籍管理の徹底を行うために実施すべき最低限の留意事項を示すものとして策定し、外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等の判断や改善指導の実施等において活用する。

○ 各専修学校については、所轄庁である各都道府県に対して、令和8年4月27日付けで「専修学校における外国人留学生の在籍管理等について(通知)」を発出し、改めて在籍管理の徹底を依頼。加えて、各所轄庁が各専修学校の状況について適切な把握を行うため、文部科学省と当該所轄庁が連名で、年2回の定期的な調査を実施予定。

### 今後の方策

- 令和8年度以降も、指導指針に基づき、在籍管理が適正に行われない大学等を「改善指導対象校」として指定。同じ大学等を3年連続で「改善指導対象校」に指定した場合には、当該大学等を「在籍管理非適正校」に指定し、出入国在留管理庁に通告予定。
- 各所轄庁が各専修学校において留学生の受入体制や在籍管理の実態把握及び資格外活動の状況把握が継続的に行われていることを確認し、適切な在籍管理を行うこと。

# 参考資料

---

## <目次>

- 1. 来日前の日本語教育.....p. 11
- 2. 大人(労働者)に対する日本語教育.....p.17
- 3. 大人(生活者)に対する日本語教育.....p.21
- 4. 子供に対する日本語教育.....p.28
- 5. 日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上.....p.32

# 1. 来日前の日本語教育

---

## ①海外の日本語教育環境の整備

※【】内は令和6年度の実績

### 1. 日本語専門家の海外派遣

教育カリキュラムや教材作成の助言、現地教師の育成、EPA予備教育などを担う日本語専門家や日本語指導助手等を各国教育省、国際交流基金海外拠点、中等・高等教育機関などに派遣。

【長期派遣ポスト数：38か国・地域116ポスト、米国若手日本語教員（J-LEAP）：12人】



### 2. 海外の日本語教師を対象にした研修の実施

海外の日本語教師の日本語力と日本語教授能力の向上を図るための、

現地及び日本の研修施設における研修事業。【教師研修参加者数：14,580人（オンライン研修を含む）】



### 3. 日本語教育機関の活動及びネットワーク形成に対する支援

海外の日本語教育機関が必要とする教師謝金や日本語教材の購入費、弁論大会等のイベントの開催経費の一部を助成することで活動を支援。特に、各国の中核的な日本語教育機関については「さくらネットワーク」メンバーに認定し、継続的な支援を通じて活動を強化。

【さくらネットワークメンバー数：100か国・地域356機関、助成実施件数：75か国・地域418件】



### 4. 日本語教育・学習の奨励

各国・地域における日本語教育の開始や継続を後押しするため、海外の教育・行政機関等への働きかけ（アドボカシー）。学習者の学習意欲向上のための訪日研修や弁論大会等。職務遂行のため日本語能力を必要とする海外の外交官、公務員、文化学術専門家等の訪日研修。子どもを対象とした日本語教育支援 【海外事務所の主催等事業実施件数：310件。外交官、公務員、文化学術専門家の研修参加者数：81人】



### 5. EPAに基づく訪日前日本語研修の実施

経済連携協定（EPA）による看護師・介護福祉士候補者への日本語教育（フィリピン、インドネシア）。

【EPA研修参加者数：1,083人（継続528人 新規 555人）】



### 6. 日本語パートナーズ派遣事業の実施

2014年度から日本語母語話者を現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとしてASEAN諸国を中心とするアジアに派遣。



## ②日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実並びにオンライン日本語学習プラットフォームの提供

※【】内は令和6年度の実績

### 7.日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

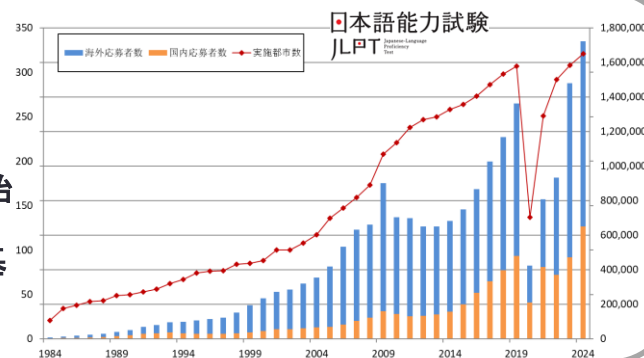
- ①「JF日本語教育スタンダード」※に準拠した学習教材『まるごと 日本のことばと文化』などの教材を制作。【販売部数：63か国で91,645部。累計販売部数：約77万部】（※「JF日本語教育スタンダード」は外国語教育の国際標準「CEFR」を踏まえ基金が作成した日本語の教え方、学び方、学習成果の評価の仕方を考えるツール。）
- ②「JF生活日本語Can-do」を学習目標にした教材『いろどり 生活の日本語』を制作  
【国内外から約550万のアクセス数】



「入門」～「中級2」まで全巻販売中

### 8.日本語能力評価のための試験の実施

- ①日本語を母語としない者の日本語能力を測定・認定する「日本語能力試験」(JLPT)を(公)日本国際教育支援協会と共催。基金は作題と海外実施を担当。2025年12月以降、CEFRレベル参考表示開始  
【海外95か国/地域275都市で実施、受験者数871,158人】
- ②在留資格「特定技能1号」の申請に使用できる「国際交流基金日本語基礎テスト」(JFT-Basic)(A2)を実施。A1及びA1とA2の間のレベルも開発中  
【海外11か国24都市及び日本国内47都道府県で実施、受験者数166,953人】



### 9.オンライン日本語学習プラットフォームの運営

インターネットを通じた学習支援を目的として、オンラインコースの運営や学習管理を行うための日本語学習プラットフォーム「みなと」やモバイル端末向け学習アプリを開発・提供(CEFR準拠)。

【①「みなと」や②「いろどり」のオンラインコースの数や一部コースの対応言語を拡充。受講者数：①176,841人、②79,979人。モバイル端末向けに③ひらがな/カタカナ/漢字学習アプリや④初學者向け日本語テストアプリを開発・提供。総ダウンロード数は③約228万件、④約9.8万件】



日本語をいつでも、どこでも学べます

### 10.海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

各国の日本語教育機関数、学習者数、教師数等を調査・公開。(1974年から調査を開始し、近年では3年に一度の頻度で実施)【2024年度に調査を実施、2025年9月に結果公表】

## 外国人材受入れ拡大のための日本語教育事業（令和元年度開始）

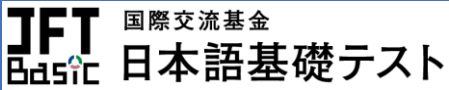
「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」※に基づき、①～④の取組を包括的に行い、日本語能力をもつ人材が持続的に輩出され、公正で透明性ある試験によって日本で就労機会を得る好循環を創出していく。①については、日本国内及び特定技能に関する協力覚書（MOC）署名国における実施を推進すると共に、育成就労制度の開始に向けて必要な対応準備を行う。

| 事業                            | 事業の内容・目的                                                                                             | 実施状況                                                                                                                                         |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）の実施 | 外国人材が、日本の社会で生活・就労する上で必要な日本語コミュニケーション力を備えているかを判定するコンピューター・ベースのテストを実施する。                               | 令和6年度末までに、海外11か国（※1）と日本でテストを実施。試験開始から令和7年3月までの累計で372,917名が受験、164,505名が合格。今後、A2レベルに加え、 <u>育成就労制度において必要とされるレベル（A1及びA1～A2の間）を測定できるよう開発を進める。</u> |
| ②日本語教育カリキュラム・教材の開発            | テスト合格に必要な日本語能力を最短で習得できる学習カリキュラム、教材を開発。その普及支援のため日本語専門家や指導助手、生活日本語コーディネーターが、教師向けセミナーや現地教育機関への巡回指導等を行う。 | 新教材『いんどり 生活の日本語』は、令和2年3月に初級編（A2レベル）、同年11月に入門編（A1レベル）を公開。日英版ほか計20言語版を公開中。『いんどり』準拠のeラーニング「いんどりオンラインコース」は日英ほか計10言語で展開（令和6年度末現在）。                |
| ③現地日本語教師の育成                   | 入門レベルの日本語学習者に必須となる、現地語を使用して教えることができる現地人教師の育成を進める。                                                    | 日本語専門家を派遣し、現地で日本語教師向け研修等を実施すると共に、日本語国際センターにて教師訪日研修を実施。また、令和7年度より、 <u>日本語教師の育成が課題となっている主要送り出し国において、教師育成強化事業を新たに実施。</u>                        |
| ④現地日本語教育活動の強化支援               | 現地教育機関に対し、海外での調達が困難な教材購入助成等の支援を実施。                                                                   | 海外事務所が各国状況に応じて必要な支援を行うほか、海外事務所が所在しない5か国（※2）についても助成支援を実施。                                                                                     |

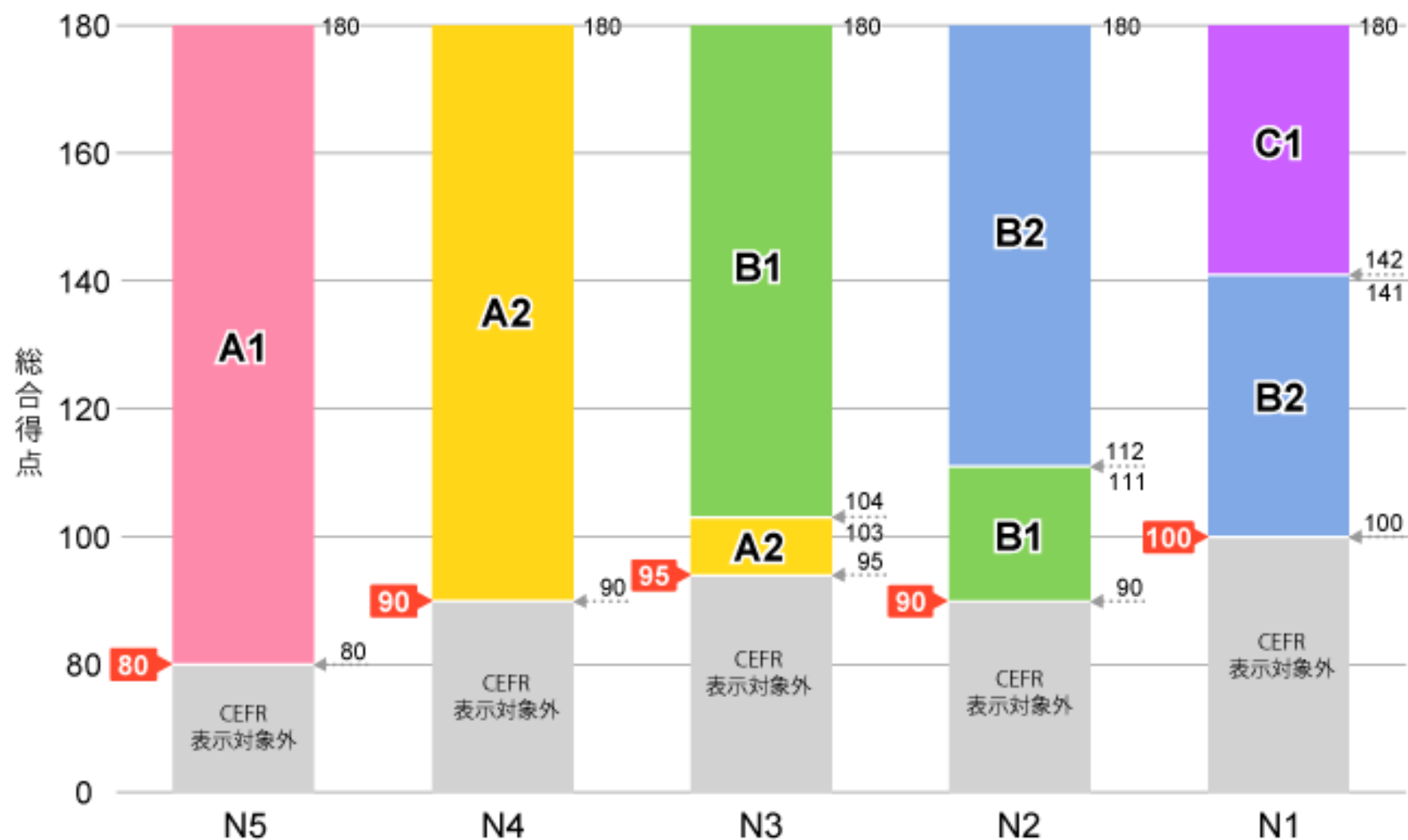
※1：MOC署名国17か国（比、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、尼、越、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、印、マレーシア、ラオス、キルギス、タジキスタン）及び中国のうち、パキスタン、マレーシア、ラオス、キルギス、タジキスタン、中国を除く12か国（令和7年6月から越でも開始済）。

※2：海外事務所非所在国への助成はネパール、モンゴル、スリランカ、バングラデシュ、ウズベキスタンの5か国で実施。

# 日本語能力試験(JLPT)と国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)の対照表

|                            |           |                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| テスト開始                      | 1984年                                                                                       | 2019年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 試験レベル                      | N1～N5                                                                                       | (特定技能制度において日本語能力を測る試験として開始)<br>A2 (N4相当)                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                            | 特定技能1号の申請要件：日本語能力A2相当以上の試験<br>(6段階ある欧州言語共通参照枠で下から2番目の初級者レベル)<br>(JFT-Basic 又は JLPT N4以上の合格) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| テスト形式                      | ペーパーテスト (PBT)                                                                               | コンピューターテスト (CBT)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 試験回数                       | 年2回 (7月・12月)                                                                                | 毎月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 年間申込者数<br>(2025年度)         | 年間：約194万人<br>7月：約90.4万人(国内35.2万人, 海外55.3万人)<br>12月：約103.7万人(国内44.7万人, 海外58.9万人)             | 年間：約 21.7万人<br>(国内約1.1万人、海外：約20.6万人)                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 1ヶ月の申込者数平均<br>(日本語基礎テストのみ) | —                                                                                           | 1ヶ月：約1.8万人<br>(国内:約1千人、海外:約17千人)                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 海外の実施地域                    | 91か国・地域 273都市<br>(2025年度)                                                                   | 13か国(※) 27都市<br>(2026年3月現在)<br>(※)特定技能に関する二国間取り決め(MOC)署名国 (下線部は試験実施国) :<br><u>インド</u> 、 <u>インドネシア</u> 、 <u>カンボジア</u> 、 <u>スリランカ</u> 、 <u>タイ</u> 、 <u>ネパール</u> 、<br><u>パキスタン</u> 、 <u>バングラデシュ</u> 、 <u>フィリピン</u> 、 <u>ベトナム</u> 、 <u>マレーシア</u> 、<br><u>ミャンマー</u> 、 <u>モンゴル</u> 、 <u>ラオス</u> 、 <u>ウズベキスタン</u> 、 <u>キルギス</u> 、 <u>タジキスタン</u> |
| 結果判定までの時間                  | 約2か月 (オンラインで通知)                                                                             | 受験終了時 (コンピューター画面にて表示)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

## JLPTの各レベルにおけるCEFR参考表示図



数字 は JLPT 各レベルの合格点を示す。

## **2. 大人(労働者)に対する日本語教育**

---

# 外国人就労・定着支援事業

令和8年度当初予算額 5.8億円 (5.7億円) ※()内は前年度当初予算額

| 労働特会 |    |    | 子子特会 | 一般 |
|------|----|----|------|----|
| 労災   | 雇用 | 徴収 | 育休   | 会計 |
|      | ○  |    |      |    |

## 1 事業の目的

- 日系人等の定住外国人は、日本の職場におけるコミュニケーション能力の不足や我が国の雇用慣行に不案内であること等から、不安定な雇用形態で働く者も多く、安定的な職業に就くための支援を行うことが必要。
- 身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー、雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度等に関する知識の習得を目的とする研修及び修了者に対する就労・定着支援を実施することにより、国内企業における安定的な就職と職場定着の促進を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

### ●事業の概要

国から委託を受けた民間団体が、研修カリキュラムの策定や研修の実施、修了者に対する就労・定着支援等を行う。

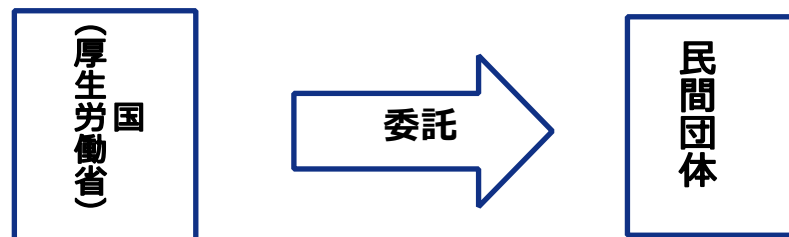
○ 身分に基づく在留資格の外国人等を対象とする。

○ 研修は受講者の能力に応じて複数のレベルを設定し、全レベルにおいて、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上のみならず、ビジネスマナー、日本の雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度に関する知識の習得を目的とする研修、職場見学を併せて実施。

○ 実施地域の実情や受講者のニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースを設定。

○ 研修の実施と併せて、公共職業安定所や地域のNPO団体等と連携し、修了者に対する就労・定着支援を行う。

### ●事業スキーム



## 3 実施主体等

### 対象者

- 対象者：身分に基づく在留資格の外国人等

### 研修内容

- 受講者の能力に応じて複数のレベルを設定
- ビジネスマナーや我が国の雇用慣行等に関する講義、職場体験の実施（全レベル共通）
- 1コースあたりの総研修時間は**100時間**に設定（概ね2ヶ月）
- 実施地域の実情や受講者ニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースも設定

### 修了者に対する就労・定着支援

- 外国人を初めて雇用した事業主等と外国人労働者との円滑なコミュニケーションを図るためのコツをまとめた「外国人従業員とのコミュニケーションのコツ」を作成し、公共職業安定所における求人開拓や就職後の職場定着支援に活用
- 地域の外国人支援団体等と連携し、修了者に対する定着支援を実施

### 実施規模

- 定住外国人が集住する地域を中心に、全国**120地域 285コース**、受講者**5,700名**規模で実施
- [参考] 令和7年度実績
- |        |   |        |
|--------|---|--------|
| 実施地域数  | … | 112地域  |
| 実施コース数 | … | 281コース |
| 受講者数   | … | 4,375名 |

# 技能実習生の技能習得に資する日本語教材開発事業

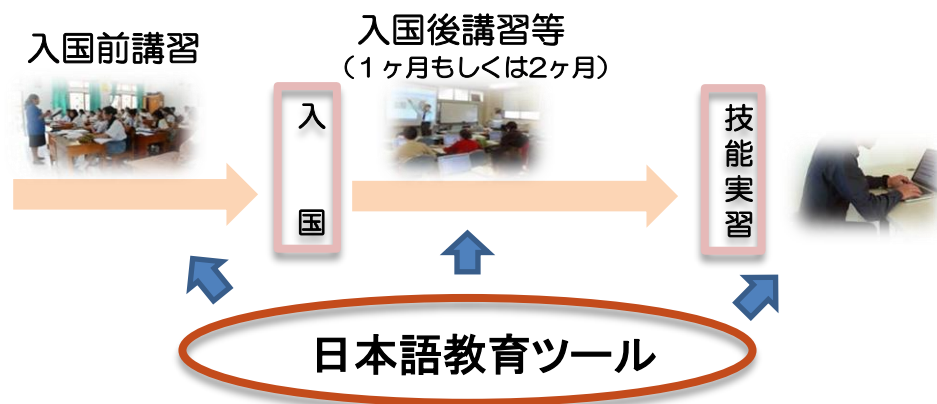
令和8年度予算額 外国人技能実習機構交付金 88億円の内数

## 1 事業の目的

- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月28日公布・施行）においては、「国は、事業主等が技能実習生に対して日本語能力の更なる向上の機会の提供を促進することができるよう、教材の開発その他の日本語学習に関する必要な支援を行うものとする」とされている。
- このため、令和元年度から、外国人技能実習機構において、技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習で活用できる日本語教育ツールを開発・提供している。

## 2 事業の概要・実施主体

- (1) 実習生の学習状況及び必要とされるコンテンツ等の検討  
技能実習現場の意見収集、有識者による検討
- (2) 日本語教育ツールの開発・提供  
e-learning 教材として、①大枠の職種（建設関係、食品製造関係、繊維・衣服関係、機械金属関係等）、②実際の現場（office work ではない）で使用する語彙、表現を使用（基本作業や安全衛生、労働契約等）、③例文を使用、④画面・音声ツールがついた、教材を開発し、外国人技能実習機構HPで教材を提供（テキスト教材、スマートフォン用アプリ教材）
- (3) 実施主体：外国人技能実習機構



## 3 事業実績

- 8言語（英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語、ミャンマー語）について教材を開発、提供
- ◆テキスト教材 8職種（機械・金属関係、食品製造関係、建設関係、農業関係、繊維・衣服関係、漁業関係、溶接関係、プラスチック成形関係）
  - ◆アプリ教材 8職種（機械・金属関係、食品製造関係、建設関係、農業関係、繊維・衣服関係、漁業関係、溶接関係、プラスチック成形関係\*）

\* 令和8年度開発中の職種

# 育成就労制度における日本語講習のモデルカリキュラム開発・普及促進事業

令和7年度補正予算額 19百万円（0百万円）※（ ）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 令和9年4月に施行する育成就労制度においては、適正な人材育成や、入国後の地域社会との共生といった観点を踏まえて、育成就労開始前から特定技能へ移行するまで段階的に日本語能力を向上させるための要件を設けることとしている。
- 具体的には、**就労開始前までに日本語能力A1相当の試験の合格又はA1相当の日本語講習の受講を、就労期間中にはA2目標講習の受講を求める**こととしており、こうした日本語講習が監理支援機関や育成就労実施者において円滑に行われ、育成就労外国人が効果的に日本語を習得できるよう**モデルカリキュラムの開発・普及促進を行う**。

## 2 事業の概要・スキーム

### 日本語講習モデルカリキュラムの開発

- 監理支援機関が就労開始前までに行うA1相当の日本語講習、育成就労実施者が就労期間中に行うA2目標の日本語講習について、登録日本語教員が講師となって行う場合のモデルカリキュラムを開発。

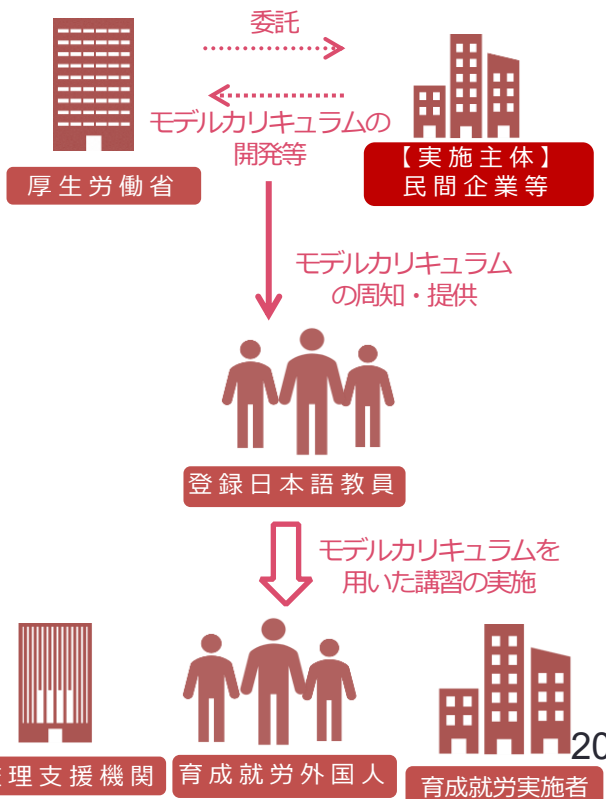
### 広報動画の作成等

- 育成就労制度における日本語能力に関する仕組み、必要な日本語講習、モデルカリキュラムについて、監理支援機関、育成就労実施者等に周知するための動画やリーフレット等の作成・普及。

|               | 育成就労外国人に求める日本語要件                            | (参考)<br>英検 | A1相当講習・A2目標講習の<br>内容と実施方法等                                       |
|---------------|---------------------------------------------|------------|------------------------------------------------------------------|
| 就労前           | A1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格 or <b>A1相当講習の受講</b> | 3級         | 【内容】<br>A1・A2相当の試験合格を目標とした100時間以上の体系的な講習                         |
| 就労中           | <b>A2目標講習の受講</b>                            | 2～準2級      | 【実施方法等】<br>・認定日本語教育機関の「就労」課程<br>・ <b>施行後一定の間は、登録日本語教員による講習も可</b> |
| 特定技能1号<br>移行時 | A2相当以上の試験(N4等)合格                            |            |                                                                  |

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」  
(令和7年3月11日閣議決定)より

## 3 実施主体等



### **3. 大人(生活者)に対する日本語教育**

---

# 外国人が日本社会に円滑に適應するための取組

## ○ 我が国に在留する外国人が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設(概要)

- ・ 我が国に在留する外国人(帯同家族を含む。)が、日本語や我が国の 制度・ルール等を学習するプログラムの創設を検討
- ・ 来日前、来日後初期、中期、長期の各段階やライフステージ、出身国・地域に応じて必要な内容(取組)を調査・検討
- ・ 省庁横断的に実施
- ・ 当該プログラムを受講の上、内容を理解していることを在留審査における考慮要素とすることについて、対象とする在留資格も含め、検討
- ・ プログラムにおける認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用を見据えた日本語教育環境の整備

## (参考)総合的対応策の中のプログラム部分抜粋

### ○ 現状と問題点

- ・ 我が国に在留する外国人(帯同家族を含む。)が、日本語をはじめ、日本の風土・文化を理解するよう努めていくこと、そして、日本のルールの理解や制度を理解し、責任ある行動をとることが必要とされている。
- ・ 他方、外国人が日本語や日本の風土・文化、ルール・制度等を分かりやすく学習するための機会が限られている。また、当該機会に参加するためのインセンティブが欠如していることが問題となっている。
- ・ 日本語教育機関の教育の質を担保する仕組みが必要である等の指摘を踏まえ令和6年度から創設された日本語教育機関認定制度の実施等を通じ、我が国における日本語教育の質の向上を図る。
- ・ 国内における多様な背景を持つ外国人等の受入れの進展等を背景として、日本語学習ニーズの増大によって日本語教育がより一層必要とされている中、登録日本語教員をはじめとする日本語教育人材の質的及び量的な確保を図るとともに、その社会的地位の向上を図ることが必要。

### ○ 今後の課題

- ・ 永住許可基準について、永住許可を行う趣旨を踏まえた独立生計要件や国益要件についての見直し、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムを受講することを条件とすることを含めて検討する。施行状況を踏まえて、取消事由の範囲の拡大も含め、更なる検討を進める。〔法務省〕《施策番号 36》
- ・ 我が国に在留する外国人(帯同家族を含む。)が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設を検討する。

プログラムの創設に当たっては、来日前、来日後初期、中期、長期の各段階やライフステージ、出身国・地域に応じて必要な内容(取組)を調査・検討するとともに、各省庁が実施する各種取組を精査の上、省庁横断的に実施すること等を考慮する。

その上で、当該プログラムを受講の上、内容を理解していることを在留審査における考慮要素とすることについて、対象とする在留資格も含め、検討する。その上で、日本語や我が国の制度・ルール等を学習する上記プログラムにおける認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用を見据えた日本語教育環境整備、外国人の受入れによって裨益する受入れ機関が、外国人本人、配偶者及び子供に対する日本語教育や、違法行為やルール逸脱の防止等について果たすべき役割を一層明確にする方策を検討する。〔法務省等関係省庁〕《施策番号 104》

- ・ 我が国に在留する外国人(帯同家族を含む。)が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムにおける認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用を見据え、日本語教育環境を整備する。〔文部科学省、法務省〕《施策番号 165》

- ・ 我が国に在留する外国人(帯同家族を含む。)が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムや、外国人児童生徒に対する教育(登録日本語教員の学校への配置)など、留学生の受入れに限らない場での認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用方策について検討するとともに、登録日本語教員の専門性が適切な社会的評価を受ける環境を整備し、処遇の改善を推進する。〔文部科学省〕《施策番号 183》

# 日本語教育機関認定法の施行状況について

## ◆ 認定日本語教育機関の認定結果

96機関※（申請機関数 294機関）

※うち留学のための課程93機関、就労のための課程 3 機関

## ◆ 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録結果

登録実践研修機関 87機関

登録日本語教員養成機関 99機関 ※うち 2 機関廃止済

## ◆ 日本語教員試験の結果

(令和 6 年度)

受験者数 17,655名

合格者数 11,051名

合格率 62.6%

(令和 7 年度)

受験者数 17,597名

合格者数 11,876名

合格率 67.5%

## ◆ 登録日本語教員の登録状況（令和 8 年 4 月 3 0 日時点）

登録者数 17,921名

# 日本語教育ニーズの多様化を踏まえた 教育カリキュラム編成・質向上支援事業

令和7年度補正予算額

2億円



文部科学省

## 現状・課題

- 外国人労働者をはじめとする在留外国人が増加し、日本語教育機関においては就労を目的とする生徒割合が増加するなど、我が国における日本語教育のニーズは増加するとともに多様化。
- 令和9年度から開始する育成就労制度では外国人労働者に対する認定日本語教育機関による日本語講習が制度化されるなど、就労分野をはじめとする多様なニーズに対し専門的な日本語教育機関が質の高い教育を提供することが求められている。
- 従来は主に我が国の高等教育機関に進学しようとする留学生を対象に教育を行ってきた日本語教育機関が、多様な日本語学習者に対してニーズに応じた教育を提供できる体制を早急に整備することが必要。

【我が国における外国人労働者数】

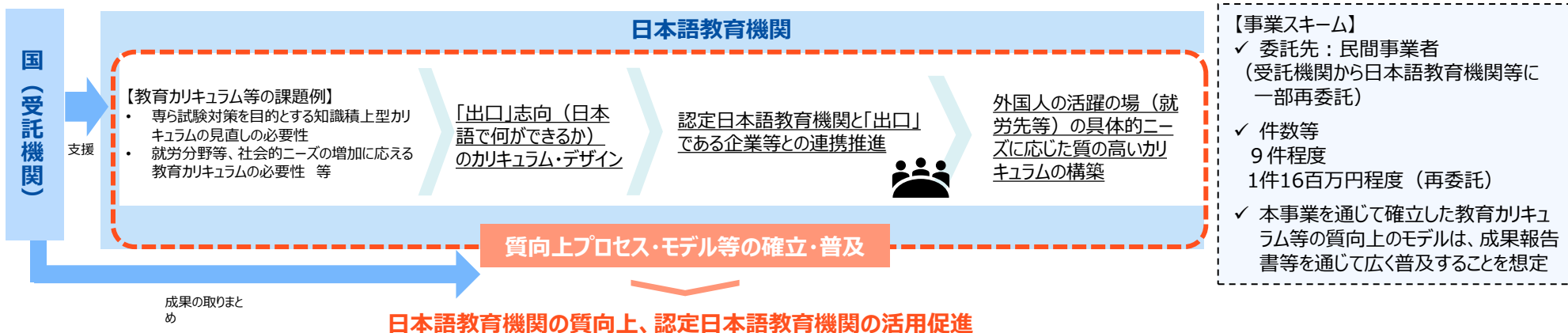
| 平成26年 | 令和6年  |
|-------|-------|
| 79万人  | 230万人 |

【日本語教育機関の卒業生の進路】

| 平成25年度                  | 令和5年度                    |
|-------------------------|--------------------------|
| 国内進学：80.5%<br>国内就職：3.1% | 国内進学：78.9%<br>国内就職：10.0% |

## 事業内容

就労分野における外国人の目的や受入れ先のニーズ等を踏まえた出口志向の教育高度化に向けて、**日本語教育機関と企業等とが連携した教育カリキュラム**の編成・改善等に関する支援を実施し、**教育カリキュラムの質向上に向けたプロセス・具体的方策・教育モデルを取りまとめ**、広く日本語教育機関等に普及・展開。



### アウトプット（活動目標）

教育カリキュラムの質向上に向けたプロセス・具体的方策・教育モデルの普及・展開

### 短期アウトカム（成果目標）

教育カリキュラム等の編成・改善

### 中期アウトカム（成果目標）

目的・出口志向の教育カリキュラムの構築による修了者の活躍

### 長期アウトカム（成果目標）

- 認定日本語教育機関の質向上
- 認定日本語教育機関の活用促進
- 外国人の能力向上・活躍促進、共生社会の実現（担当：総合教育政策局日本語教育課）

# 外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和8年度予算額  
(前年度予算額)

615百万円  
550百万円)



## 背景・課題

在留外国人の増加に伴い、地方公共団体などの地域における生活者向けの日本語教育のニーズが急増している。しかしながら各地域では、日本語教師や日本語学習の支援者の確保をはじめ、学習者のニーズに応じた日本語教育を実施するためのノウハウなどが不十分など、様々な課題がある。今後も増加することが見込まれる在留外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂を念頭に置きつつ、地域の状況に応じた日本語教育施策を確実に実施し、生活等に必要な日本語能力を身に付けられる仕組みづくりを推進できるよう、地域日本語教育の環境を強化するための体制整備を図ることが極めて重要である。

「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」には、日本語教育が重点事項として位置付けられ、「経済財政運営と改革の基本方針2025」や「成長戦略等のフォローアップ」でも、地域日本語教育の体制整備推進が明記されている。

## 事業内容

### 1 企画評価会議の実施 6百万円(6百万円)

### 2 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】578百万円(513百万円)

対象：都道府県・政令指定都市 件数：59件(53件)

補助率：2分の1

※(2)◇i・iiを実施する事業者には  
補助率加算【最大3分の2】

#### (1) 広域での総合的な体制づくり

域内の地方公共団体や関係機関と連携して行う、広域での日本語教育の体制づくりの推進

- 日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- 日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

<取組事例>

- 複数市町村による連携促進
- オンラインによる広域的な日本語教育等

#### (2) 地域の日本語教育水準の維持向上

域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）

◇「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組の開発・試行

i「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育

ii「地域における日本語教育の在り方について(報告)」で示すレベル(B1) 時間数(350h以上)に応じた体系的な日本語教育

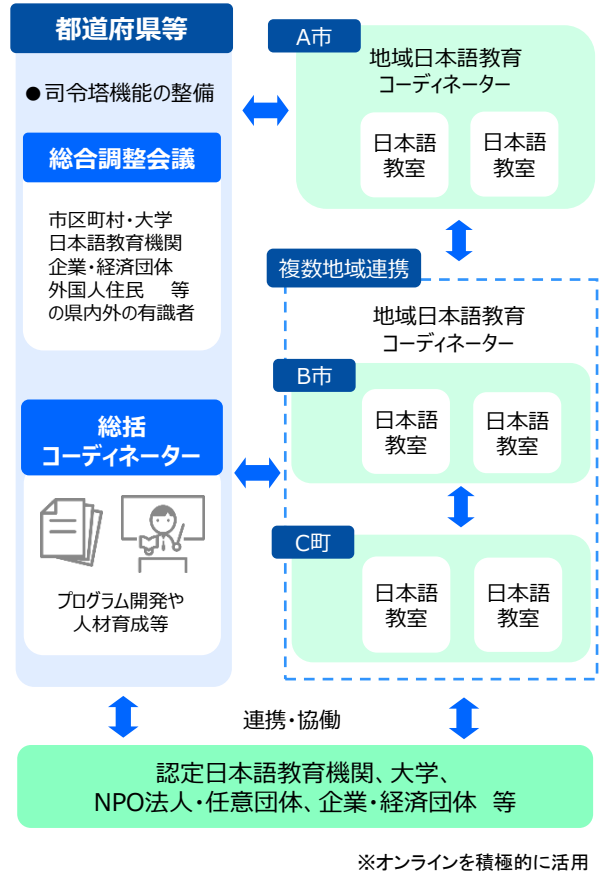
#### (3) 都道府県等を通じた市区町村への支援（間接補助）

- 市町村が都道府県等の関係機関（民間団体等）と連携して行う日本語教育等の取組への支援

### 3 総合的な体制づくりの優良事例等の普及・連携強化【委託】31百万円(31百万円)

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

## ▼ 地域日本語教育の環境強化のための 総合的な体制づくり 連携イメージ



## アウトプット（活動目標）

- 都道府県・政令指定都市に対する本事業による支援の実施

## 短期アウトカム（成果目標）

- 各地域での日本語教育支援体制の整備

## 中期アウトカム（成果目標）

- 日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化

## 長期アウトカム（成果目標）

- 日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

# 令和8年度 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体

## 都道府県 43団体

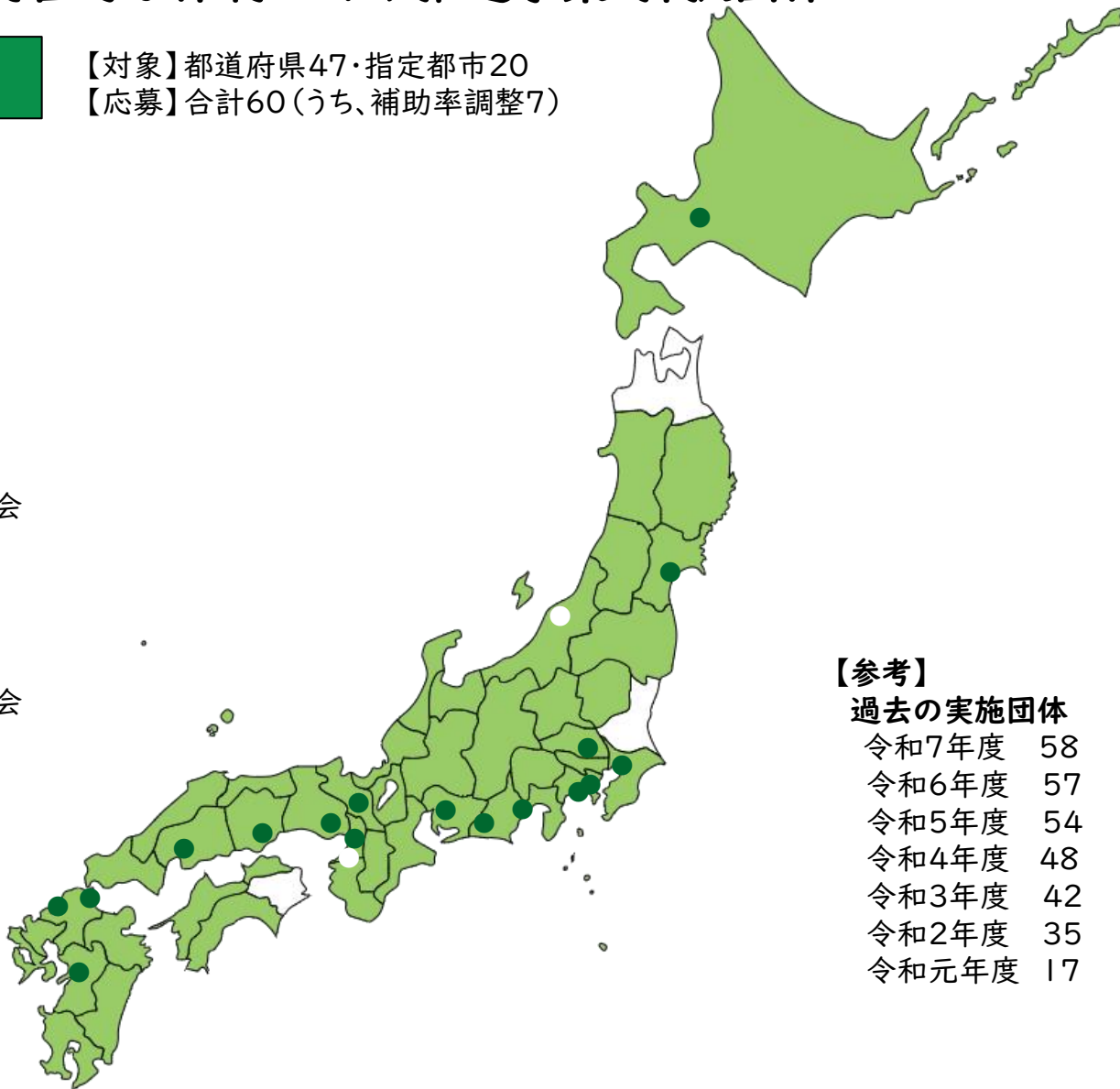
- ・北海道
- ・岩手県
- ・宮城県
- ・秋田県
- ・山形県
- ・福島県
- ・栃木県
- ・群馬県
- ・埼玉県 \*
- ・千葉県
- ・東京都
- ・神奈川県
- ・新潟県
- ・富山県
- ・石川県 \*
- ・福井県【新】
- ・山梨県
- ・長野県
- ・岐阜県
- ・静岡県 \*
- ・愛知県 \*

- ・三重県
- ・滋賀県
- ・京都府
- ・大阪府
- ・兵庫県
- ・奈良県
- ・和歌山県
- ・鳥取県 \*
- ・島根県 \*
- ・岡山県
- ・広島県
- ・山口県
- ・香川県
- ・愛媛県
- ・高知県
- ・福岡県
- ・佐賀県
- ・長崎県
- ・熊本県【新】
- ・大分県
- ・宮崎県
- ・鹿児島県【新】

## 政令指定都市 17団体

- ・札幌市【新】
- ・仙台市
- ・さいたま市
- ・千葉市
- ・横浜市
- ・川崎市
- ・静岡市
- ・浜松市
- ・名古屋市
- ・京都市国際交流協会
- ・大阪市
- ・神戸市
- ・岡山市
- ・広島市
- ・北九州国際交流協会
- ・福岡市
- ・熊本市 \*

【対象】都道府県47・指定都市20  
【応募】合計60(うち、補助率調整7)



【参考】  
過去の実施団体

|       |    |
|-------|----|
| 令和7年度 | 58 |
| 令和6年度 | 57 |
| 令和5年度 | 54 |
| 令和4年度 | 48 |
| 令和3年度 | 42 |
| 令和2年度 | 35 |
| 令和元年度 | 17 |

\*:「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を活用した日本語教育プログラムの開発・試行を計画に含む団体(補助率を3分の2に調整)

※相模原市は神奈川県の間接補助事業として実施予定

# 地域における外国人との秩序ある共生社会の実現のための地方財政措置

これまで関係省庁と連携して講じてきた地方財政措置について「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（R8.1 関係閣僚会議決定）を踏まえて適切に対応

## 【国庫補助事業分】

### 現行

以下の交付金等を活用した事業の地方負担分について、地方交付税措置を実施

○外国人受入環境整備交付金（法務省所管）を活用して運営する一元的相談窓口（R1～）

○教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）（文部科学省所管）に係る事業（R3～）

⇒ **総合的対応策を踏まえて拡充された関係省庁の交付金等の地方負担分についても、適切に地方交付税を算定**  
（例：アウトリーチ型オリエンテーションの試行実施（法務省R7年度補正予算））

## 【地方単独事業分】

1. 在留外国人への対応に必要な**環境整備**に係る特別交付税措置（措置率0.5）の**対象経費を追加**（R8～）

### 現行

日本の制度（税・社会保険・行政手続等）の周知



追加

行政情報の多言語化  
（翻訳・通訳）



追加

### ① 地域社会のルール等の習熟のための取組 ルール等を学ぶ上で必要な日本語の指導



- ・ ゴミの分別ルール
- ・ 自治会への加入促進

### ② ワンストップ相談窓口からの同行支援

ワンストップ相談窓口  
（入管庁事業）



市役所・保健所等



### ③ 行政・地域社会と在留外国人をつなぐ 「ブリッジ人材」の発掘・活用

- ・ 行政情報の伝達
- ・ 在留外国人の相談の集約
- ・ 地域行事等への参加の呼び掛け



2. 上記取組への**JET-CIR（国際交流員）の積極的な活用を推進**（活用事例の紹介、普通交付税の算定の見直し）（R8～）

※ R7年度補正予算により、地方自治体における環境整備のモデル事例を創出し、横展開（予算額：0.3億円）

## 4. 子供に対する日本語教育

---

「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」令和7年度調査結果



調査の目的

調査対象

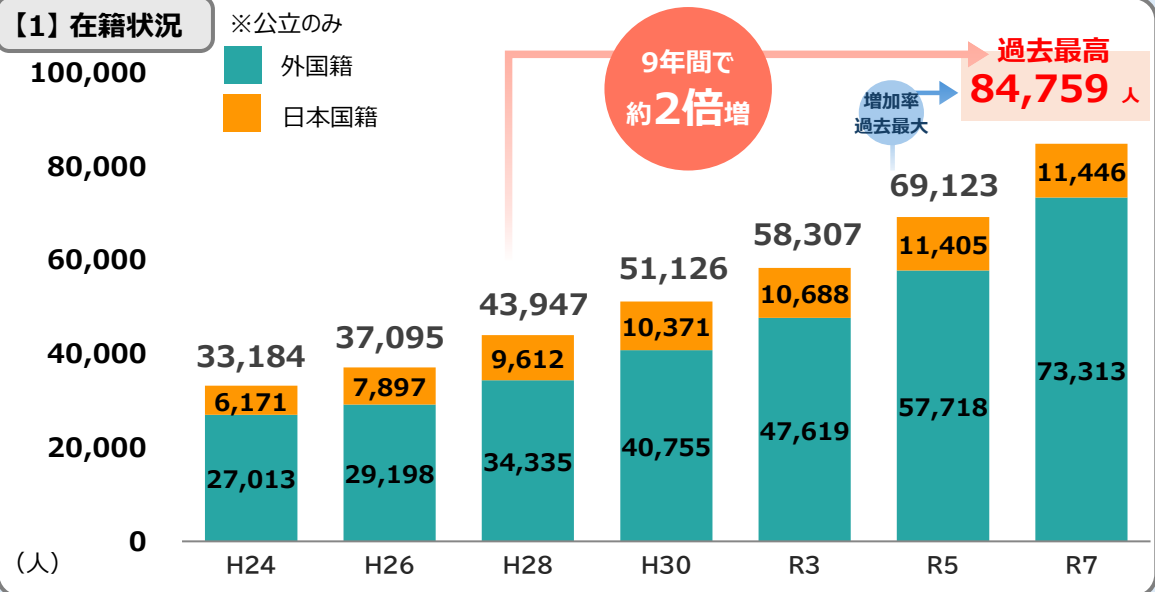
主な調査結果

小・中・高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒の学校での在籍状況、指導・進路状況など、日本語指導が必要な児童生徒を取り巻く実態を把握し、今後の施策に活用する。 ※本調査は平成3年度から開始し、現在は隔年度に実施。

全都道府県、市町村教育委員会（特別区を含む。）【1,788】、国立大学附属学校、私立学校

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の在籍人数は **過去最高の84,759人**。 ※国立：62人 私立：3,224人  
前回調査に比べ、日本語指導が必要な中学生の進学率は上昇し、高校生の中退率は減少。

調査時点 令和7年5月1日



**【2】日本語指導状況** ※公立のみ

●特別な配慮に基づく指導状況

|            | 特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒 |                | 特別な配慮に基づく指導を受けていない児童生徒 |                |
|------------|-----------------------|----------------|------------------------|----------------|
|            | 数【人】                  | 割合【%】          | 数【人】                   | 割合【%】          |
| 外国籍・日本国籍の計 | 75,060<br>(62,054)    | 88.6<br>(89.8) | 9,699<br>(7,069)       | 11.4<br>(10.2) |

※（ ）は令和5年度。  
※特別な配慮に基づく指導とは、在籍学級や放課後を含む学校で何らかの日本語指導が行われていることを指す。

●「特別的教育課程」による指導を受けている児童生徒の状況

|        | 「特別的教育課程」による指導を受けている児童生徒数 |                | 「特別的教育課程」による指導を行っている学校数 |                |
|--------|---------------------------|----------------|-------------------------|----------------|
|        | 外国籍・日本国籍の計【人】             | 割合【%】          | 外国籍・日本国籍の計【校】           | 割合【%】          |
| 義務教育段階 | 52,725<br>(44,309)        | 76.4<br>(76.9) | 9,439<br>(8,243)        | 68.7<br>(67.9) |
| 高等学校段階 | 947<br>(245)              | 15.6<br>(5.6)  | 103<br>(46)             | 13.1<br>(6.6)  |

※（ ）は令和5年度。高等学校段階における「特別的教育課程」は令和5年度から制度導入。  
※割合は、特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒数または特別な配慮に基づく指導を行っている学校数によるもの。

**日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数** ※公立のみ

|       | 1人以上在籍する学校数  | うち5人以上在籍する学校数 | うち100人以上在籍する学校数 |
|-------|--------------|---------------|-----------------|
| 令和7年度 | 12,668校【39%】 | 4,329校        | 28校             |
| 令和5年度 | 11,123校【34%】 | 3,438校        | 17校             |

※【 】は全数における割合。[令和7年度:32,122校/令和5年度:32,573校(学校基本調査・公立学校数)]

**【4】支援員の配置状況** ※公立のみ

●日本語指導補助者：8,706人 ※令和5年度：7,837人

●母語支援員：7,301人 ※令和5年度：6,266人

**【3】進路状況等** ※公立のみ ※調査時点:令和6年度末

|                  | 中学生の高校等進学率       | 高校生の大学等進学率       | 高校生の中退率        |
|------------------|------------------|------------------|----------------|
| 日本語指導が必要な児童生徒の状況 | 91.5%<br>(90.3%) | 41.2%<br>(46.6%) | 6.4%<br>(7.7%) |
| 全中学生等・全高校生等      | 98.9%<br>(99.0%) | 75.0%<br>(75.0%) | —              |

**【5】ICTの活用状況**

|       | 総数    | 地方公共団体数（左の内訳） |            |              |
|-------|-------|---------------|------------|--------------|
|       |       | 活用している        | 検討中        | 活用していない      |
| 令和7年度 | 1,148 | 758<br>66.0%  | 88<br>7.7% | 302<br>26.3% |
| 令和5年度 | 1,080 | 657<br>60.8%  | 56<br>5.2% | 367<br>34.0% |

※公立学校での日本語指導におけるICT端末等の活用状況

※日本語指導が必要な児童生徒が在籍する地方公共団体数が総数

# 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

令和8年度予算額  
(前年度予算額)

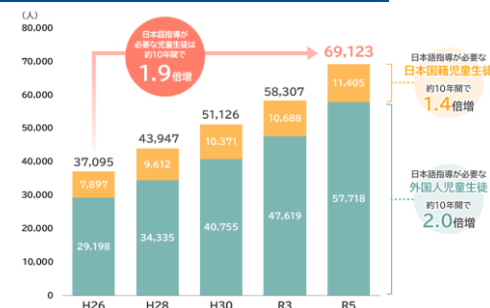
1,491百万円  
1,249百万円)



## 背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は約6.9万人(約10年間で1.9倍)と増加し、多様化に加え集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約1割存在
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約8千4百人

⇒ 外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導補助者や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う取組みに対する支援を拡充することが不可欠



## 事業内容

### I. 帰国・外国人児童生徒等に対する

#### きめ細かな支援事業 (事業期間: H25~)

予算額 : 1,396百万円 (1,154百万円)  
補助対象 : 都道府県・市区町村  
※指定都市・中核市以外の市区町村は都道府県を通じた間接補助  
補助率 : 1 / 3

#### 【実施項目】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- オンライン指導や多言語翻訳システムなどICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援 等

(参考) 令和7年度補助実績

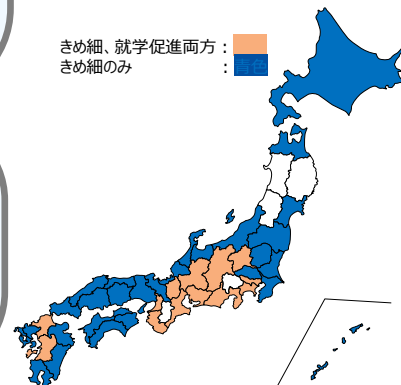
【きめ細事業実施】  
3 3 都道府県  
1 9 指定都市  
3 1 中核市  
1 3 8 市区町村

【就学事業実施】  
2 都道府県  
6 指定都市  
4 中核市  
2 3 市区町村

#### <関連する政府方針(抄)>

- ・(質の高い公教育の再生)  
多様な児童生徒の教育機会を保障するため、(略)外国人児童生徒への支援体制の強化(略)を推進する。「経済財政運営と改革の基本方針2025」(R7.6.13閣議決定)
- ・外国人児童生徒の就学機会の適切な確保に向けて、就学状況の把握・就学促進のための取組を更に充実させる必要がある。また、就学促進を図るためにも、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組む必要がある。「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(R7.6.6関係閣僚会議決定)
- ・地域における外国人との共生に向けた担い手の支援・育成のため、(略)グローバル人材の育成・外国人生徒・学生の受入れとキャリア支援(就職・進学)の取組を進めることで、地域における多文化共生の推進を図る。「地方創生2.0基本構想」(R7.6.13閣議決定)

きめ細、就学促進両方 :  
きめ細のみ :



### II. 外国人の子供の就学促進事業

(事業期間: H27~)

予算額 : 95百万円 (95百万円)  
補助対象 : 都道府県・市区町村  
補助率 : 1 / 3

#### 【実施項目】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等

#### アウトプット(活動目標)

○学校における帰国・外国人児童生徒等の受入れ体制を整備する自治体の取組を支援するため、公立学校における指導・支援体制の構築及び受入促進に関する事業実施の地域数を増加(Ⅰ. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)  
○外国人の子供の就学促進に取り組む自治体を支援するため、外国人の子供の就学促進事業実施数を増加(Ⅱ. 外国人の子供の就学促進事業)

#### 短期アウトカム(成果目標)

- 初期(令和6年頃)
- 日本語指導等の体制整備が進み、外国人児童生徒等の増加・多様化に関わらず、きめ細かな指導が提供される
  - 全国の自治体で就学管理の改善が図られる

#### 中期アウトカム(成果目標)

- 中期(令和8年頃)
- きめ細かな支援事業の取組成果が全国に普及し、多くの自治体できめ細かな指導が提供される
  - 全国の自治体で全ての外国人の子供の就学状況が一体的に管理・把握できるようになり、就学促進の取組が推進される

#### 長期アウトカム(成果目標)

- 長期(令和10年頃)
- 全国どの地域の公立学校においても充実した日本語指導等が受けられるようになる
  - 公立学校小・中学校等への就学を希望する全ての外国人の子供が就学する
  - 全国の高校で「特別的教育課程」の編成・実施による日本語指導を受ける生徒の割合が増える
  - 全ての日本語指導が必要な児童生徒が希望に応じて高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会で自立して生活し、自己実現を図ることができる

(担当: 総合教育政策局国際教育課)

# 外国人児童生徒等に対する指導および支援体制の充実に関する調査研究事業

令和7年度補正予算額

22百万円

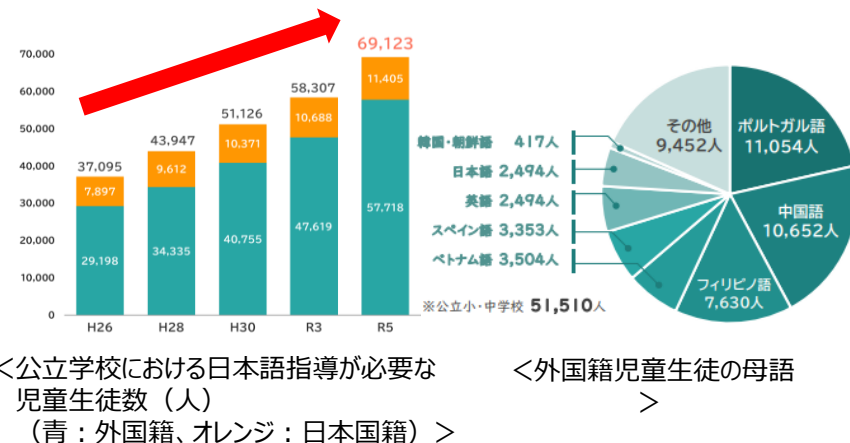


## 現状・課題

○公立学校における日本語指導が必要な児童生徒は、約6.9万人（約10年間で1.9倍）と増加し、母語の多様化も進行。今後更なる増加及び多様化が見込まれる。

○学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約1割存在。

○中央教育審議会教育課程企画特別部会や「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」（令和7年3月設置）においても、**外国人児童生徒等の資質・能力を育成するための指導の在り方や、日本語指導補助者、母語支援員や関係機関等と連携した指導体制の在り方等の検討が求められている。**



## 事業内容

日本語指導の総合的・体系的なカリキュラムを検討し、デジタル技術や教材等の効果的な活用も含むガイドラインを示すことにより、子供たちの「長所・強み」を活かし、伸ばす教育を目指す。

|          | 令和3年度  | 令和5年度  |
|----------|--------|--------|
| 日本語指導補助者 | 5,902人 | 7,837人 |
| 母語支援員    | 5,484人 | 6,266人 |

文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

## ● 多文化・多言語の子供たちのための指導に関する調査研究事業 22百万円

全ての教師等が日本語指導が必要な子供たちに質の高い学びを提供できるようにするため、日本語の基礎的な知識や技能、「聞く」「話す」「読む」「書く」の言葉の4つの技能、日本語と教科の統合学習などについて、日本語指導の総合的・体系的なカリキュラムを検討し、デジタル技術や教材等の効果的な活用も含む指導のガイドラインを作成する。また、学習語彙等の全ての子供の教科学習にとっても有益と考えられる要素も見出し、全ての子供への指導へ繋げる。

件数・単価

1箇所×約2,200万円

交付先

大学等

### アウトプット（活動目標）

日本語指導の知識を有した教員等の増加

学校における日本語指導補助者等や、関係機関等との連携の増加

### 短期アウトカム（成果目標）

日本語指導を受ける児童生徒の増加

日本語指導の支援体制が整備された学校の増加

### 長期アウトカム（成果目標）

日本語指導の必要な児童生徒がいる全ての学校において日本語指導の指導体制が整備される

## **5. 日本語教師の養成・研修及び 社会的地位の向上**

---

# 日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

令和8年度予算額  
(前年度予算額)

212百万円  
229百万円)



## 現状・課題

在留外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。日本語教師等の指導者は、在留外国人数や日本語学習者数が増えている状況にあっても、約5万人と横ばいになっており、そのうち5割以上をボランティアが占めるなど、その指導体制は厳しい状況。

「日本語教育機関認定法」に基づき、日本語教育機関の認定制度及び登録日本語教員の資格制度が創設され、認定日本語教育機関には登録日本語教員が必置となった。日本語教育の質の向上のためには、登録日本語教員の継続的なスキルアップが重要であり、役割・段階・分野別研修を引き続き実施する必要がある。また、日本語教師の養成・研修においては、大学等の高度かつ専門的な日本語教育の指導方法等の教育研究・手法を反映させ、充実を図る必要がある。

※ 留学生、生活者、就労者等の分野別の研修の充実をはじめとする日本語教師のキャリア形成支援、人材確保策の検討については「日本語教育機関認定法」に係る衆参両院の附帯決議で配慮を求められているところ。

## 事業内容

### (1) 現職日本語教員等研修プログラム開発・実施事業 150百万円 (151百万円)

- 目的：社会情勢の変化等に対応するため、登録日本語教員の活動分野や役割に応じた能力向上、認定日本語教育機関が義務付けられている組織的かつ計画的な研修を実施する体制の構築を図る。
- 内容：役割・段階・活動分野別研修の実施や、既存の研修内容や研修手法について専門的な観点からの改善を行う。
- 期間：令和2年度～
- 委託先：日本語教師養成専門機関
- 件数・単価  
委託：1件(9分野)×約149百万円

#### 役割・段階・活動分野別研修の実施

##### 【初任日本語教師研修等（活動分野別）】

①生活者としての外国人、②留学生、③児童生徒等、④就労者、⑤難民等、⑥生活指導

##### 【中堅日本語教師研修（3～5年目）】

⑦中堅日本語教師

##### 【日本語教育コーディネーター】

⑧主任教員、⑨地域日本語教育コーディネーター

### (2) 日本語教師養成・研修推進拠点整備事業 61百万円 (62百万円)

- 目的：大学等の高度かつ専門的な日本語教育の指導方法等の教育研究・手法を養成・研修に反映。
- 内容：地域の日本語教育関係者のネットワークづくり（連絡協議会）、地域における登録日本語教員に対する課題やニーズの把握、登録日本語教員養成・実践研修の担当教員向け研修の実施、専門人材の就業に関する取組、地域のニーズに合わせた取組  
[地域のニーズに合わせた取組例] 認定日本語教育機関と連携した早期インターンの養成課程への組み込み、複数の養成機関における教育コンテンツの共有や単位互換枠組み等の検討・実施、特定ニーズ（児童生徒、就労、生活等）に対応した教育課程や研修の開発・実施 等
- 期間：令和5年度～令和9年度
- 委託先：大学等
- 件数・単価：6箇所×約10百万円  
全国6ブロック  
(1)北海道・東北、(2)関東・甲信越、(3)中部  
(4)近畿、(5)中国・四国、(6)九州・沖縄



#### アウトプット（活動目標）

- ・全国6箇所の推進拠点（ネットワーク）
- ・現職日本語教師の研修 年間1,000人

#### 短期アウトカム（成果目標）

- ・養成・研修の拠点の充実
- ・日本語教師の各分野での活躍促進

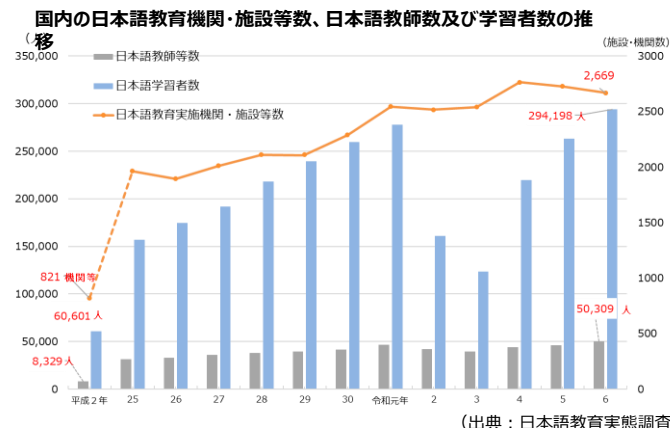
#### 中期アウトカム（成果目標）

- ・養成・研修の拠点（自走化）
- ・日本語教師の各分野での活躍促進

#### 長期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与

(担当：総合教育政策局日本語教育課) 33



# 日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

令和7年度補正予算額

0.3億円



## 現状・課題

在留外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。日本語教師等の指導者は、在留外国人人数や日本語学習者数が増えている状況にあっても、約5万人と横ばいになっており、そのうち5割以上をボランティアが占めるなど、その指導体制は厳しい状況。

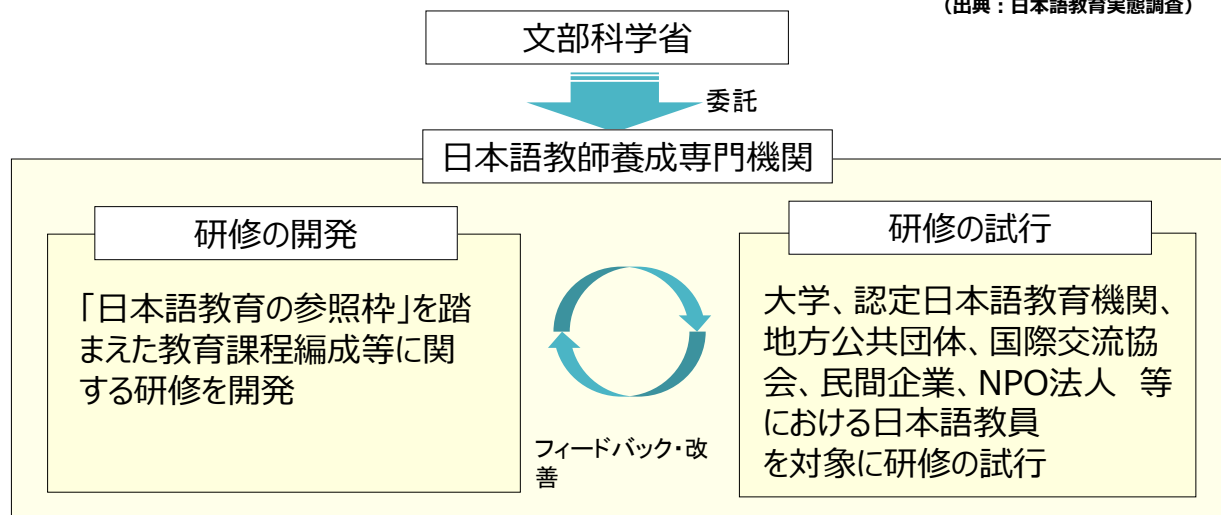
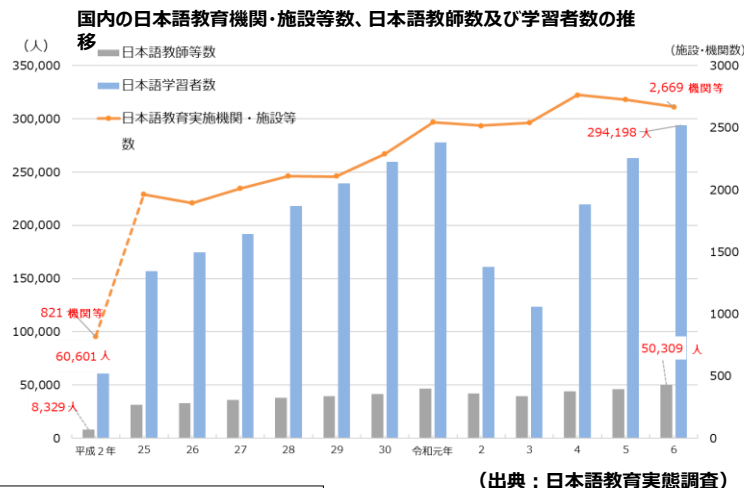
「日本語教育機関認定法」に基づき、日本語教育機関の認定制度及び登録日本語教員の資格制度が創設され、認定日本語教育機関には登録日本語教員が必置となった。日本語教育の質の向上のためには、日本語教員の継続的なスキルアップが重要であり、日本語学習者の習得段階に応じた指導が充実するよう、「日本語教育の参照枠」を踏まえた新規研修を開発する必要がある。

## 事業内容

### 現職日本語教員等研修プログラム開発・実施事業

30百万円×1機関

平成31年3月に文化審議会国語分科会でまとめた報告書に基づき実施している既存研修の課題や、現場の登録日本語教員・日本語教育機関等のニーズも踏まえ、「日本語教育の参照枠」を踏まえた教育課程編成、指導方法、評価方法などに関する研修の開発・試行を実施する。



### アウトプット（活動目標）

・現職日本語教師の研修 年間1,000人

### 短期アウトカム（成果目標）

・日本語教師の各分野での活躍促進

### 中期アウトカム（成果目標）

・日本語教師の各分野での活躍促進

### 長期アウトカム（成果目標）

・日本語教育の質の向上  
・外国人との共生社会の実現に寄与

# 登録日本語教員に関する情報の公開について

日本語教育人材の二増増加を踏まえ日本語教育情報を一元的に発信するポータルサイト「**日本語教育機関認定法ポータル**」において、令和8年2月より**登録日本語教員の情報発信機能**を実装。**登録日本語教員と日本語教育機関等のマッチングを促進**

日本語教育機関認定法ポータル  
(<https://www.nihongokyouiku.mext.go.jp/top>)

登録日本語教員自身の希望により氏名やキャリア等の情報をポータルサイトに公開

ポータルサイトに掲載された登録日本語教員の情報を閲覧し雇用に関する問い合わせや各種依頼が可能



登録日本語教員

日本語教育機関  
自治体 企業等

○ 公開項目（主なもの）

氏名

職歴

希望勤務地、希望勤務機関、希望雇用形態

日本語教育に関する経験  
・教育課程編成  
・クラス担任  
・進路指導 等

研修履歴

情報公開

連絡（問い合わせ）

閲覧  
(条件検索可)

マッチング

返信※以降個別にやりとり

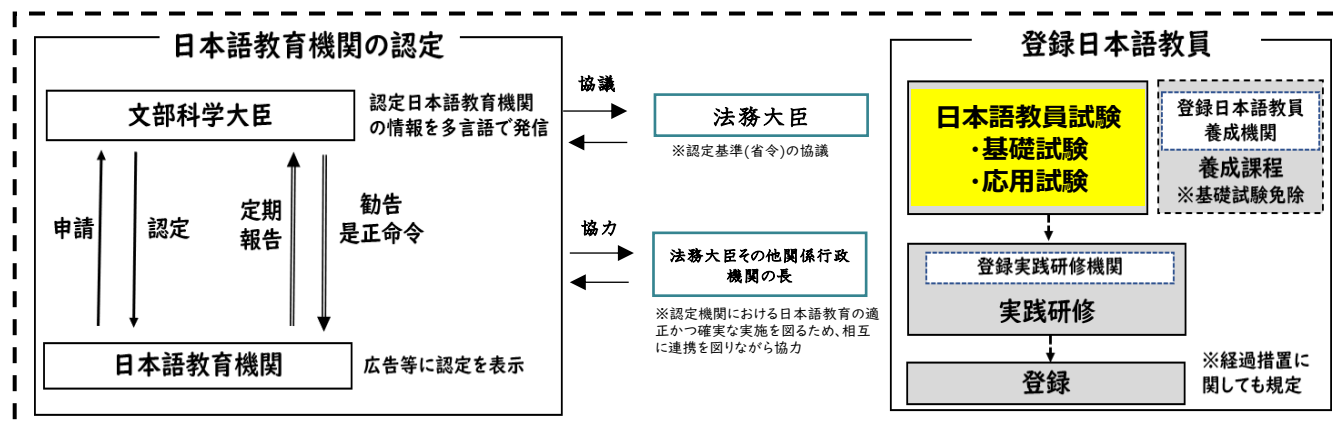
公開情報を閲覧後、  
・法人名  
・担当者名  
・連絡先（電話・メール）  
・問い合わせ内容 等  
を登録日本語教員へ連絡

## 現状・課題

- 日本語教育の推進のため、「日本語教育機関認定法」（令和6年4月施行）に基づく、各種制度・手続き等を円滑かつ確実に実施する必要がある。
- 国内における多様な背景を持つ外国人等の受入れの進展や海外における日本の社会や文化への関心の高まり等を背景として、国内外での日本語学習ニーズの増大によって日本語教育が一層必要とされている中、登録日本語教員の質的及び量的な確保も必要となっている。
- 登録日本語教員の登録を受けるために必要な日本語教員試験の受験機会の拡大等のため、コンピューター・ベースド・テスト（CBT）方式による実施について検討する。

## 事業内容

- 日本語教員試験（国家試験）が、全国の拠点（テストセンター）においてコンピューター・ベースド・テスト（CBT）方式により実施が可能か、試行試験を実施することによりその検証を行う。



テストセンターのイメージ

### アウトプット（活動目標）

- 法律の施行の確実な運用
- 諸手続の円滑な実施

### 短期アウトカム（成果目標）

- 日本語教員試験の受験者数の増

### 長期アウトカム（成果目標）

- 日本語教育の質の維持・向上

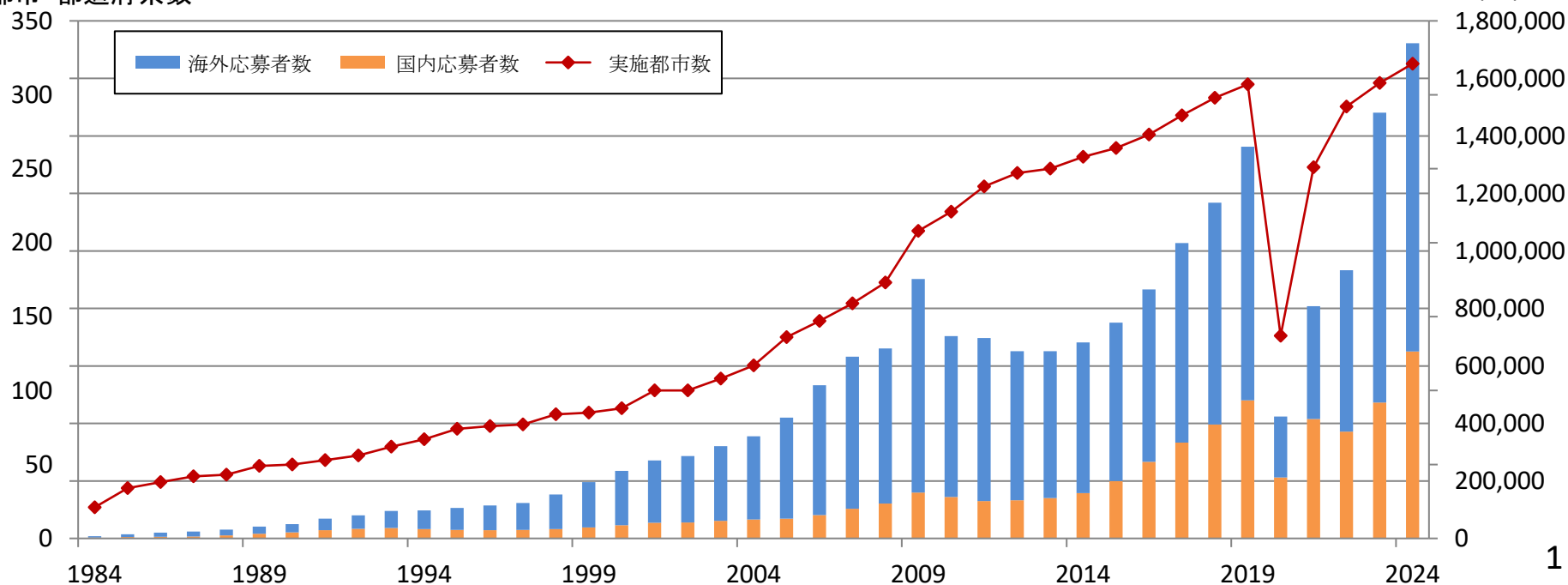
## 日本語能力試験(JLPT)

- (1) 1984年から独立行政法人国際交流基金(JF)が海外、公益財団法人日本国際教育支援協会(JEES)が国内の日本語能力試験(JLPT)を実施。
- (2) 2009年、受験者のニーズに基づき、年1回から2回実施に移行。

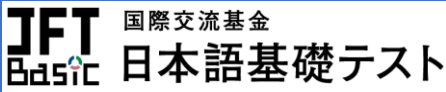
## 応募者の増加

- (1) 2019年頃から応募者数が急増しはじめ、2025年7月は、約90.4万人(国内約35.1万人、海外約55.2万人)、同12月は約103.6万人(国内約44.7万人、海外約58.9万人)が申し込みで過去最大。
- (2) 本年7月試験では、可能な限りの国内会場を用意していたが、申込者が収容可能な人員に達したため、4月7日締切を前倒しし、N4を3月25日に、N3は同27日に打ち切った。

都市・都道府県数



# 日本語能力試験(JLPT)と国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)の対照表

|                            |  |                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| テスト開始                      | 1984年                                                                             | 2019年<br>(特定技能制度において日本語能力を測る試験として開始)                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 試験レベル                      | N1～N5                                                                             | A2 (N4相当)<br>(6段階ある欧州言語共通参照枠で下から2番目の初級者レベル)                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                            | 特定技能1号の申請要件：日本語能力A2相当以上の試験<br>(JFT-Basic 又は JLPT N4以上の合格)                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| テスト形式                      | ペーパーテスト (PBT)                                                                     | コンピューターテスト (CBT)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 試験回数                       | 年2回 (7月・12月)                                                                      | 毎月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 年間申込者数<br>(2025年度)         | 年間：約194万人<br>7月：約90.4万人(国内35.2万人, 海外55.3万人)<br>12月：約103.7万人(国内44.7万人, 海外58.9万人)   | 年間：約 21.7万人<br>(国内約1.1万人、海外：約20.6万人)                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 1ヶ月の申込者数平均<br>(日本語基礎テストのみ) | —                                                                                 | 1ヶ月：約1.8万人<br>(国内:約1千人、海外:約17千人)                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 海外の実施地域                    | 91か国・地域 273都市<br>(2025年度)                                                         | 13か国(※) 27都市<br>(2026年3月現在)<br>(※)特定技能に関する二国間取り決め(MOC)署名国 (下線部は試験実施国) :<br><u>インド</u> 、 <u>インドネシア</u> 、 <u>カンボジア</u> 、 <u>スリランカ</u> 、 <u>タイ</u> 、 <u>ネパール</u> 、<br><u>パキスタン</u> 、 <u>バングラデシュ</u> 、 <u>フィリピン</u> 、 <u>ベトナム</u> 、 <u>マレーシア</u> 、<br><u>ミャンマー</u> 、 <u>モンゴル</u> 、 <u>ラオス</u> 、 <u>ウズベキスタン</u> 、 <u>キルギス</u> 、 <u>タジキスタン</u> |
| 結果判定までの時間                  | 約2か月 (オンラインで通知)                                                                   | 受験終了時 (コンピューター画面にて表示)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |